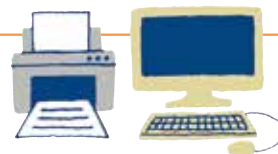


貸付規程等の一部変更について

- 1 配偶者同行休業制度に基づき休業する者に対する貸付金の償還猶予が可能となりました。猶予の手続方法は、育児休業等と同様となります。(平成27年10月から実施)
- 2 国家公務員共済組合への転出者は全額即時償還となります。ただし、概ね5年以内に公立学校共済組合へ戻る方で、当共済組合の団体信用生命保険の加入者が希望した場合は、個人納付による定期償還が可能となりました。(平成27年9月から実施)

貸付けを考えている方へ

貸付け申込説明書について



貸付け申込説明書は、所属所から請求された部数を交換便等により送付していました。11月から担当者の事務軽減と組合員の利便性を考慮して、公立学校共済組合東京支部のホームページからも申込書をダウンロードできるようになりました。なお、従来どおり所属所から請求があった場合は交換便等により送付します。

問合せ先

給付貸付課貸付係 ☎ 03-5320-6823